

プラハ演説以降の国会における核論議

外交防衛委員会調査室 ほりた みつあき
堀田 光明

1. はじめに

(1) 核兵器の誕生以降

米国により開発された原子爆弾は、1945年8月6日に広島市、8月9日には長崎市に投下され、20万人以上の命を一瞬で奪った。それにより日本は無条件降伏をし、多くの人命を奪い、世界を荒廃させた第二次世界大戦は終結したが、これ以降、人類は「核兵器」という自らが生み出した恐怖の兵器との長い苦悩の歴史を経験することになる。

核兵器は、当初は通常兵器による爆発能力の延長線上のものと考えられていたが、その兵器としての進化に伴い、戦略理論として位置づけられ、大量報復、相互確証破壊(MAD)、柔軟反応戦略等と名称を変えながら、安全保障政策における「核抑止」論として重要な地位を占めるに至っている。このことは、冷戦が終結し、21世紀に入った現在も続いているし、近い将来、この重荷から解放される有効な方策を見出せないでいる。

我が国は、戦争による攻撃という明確な意識を持った相手に2度も核兵器を使用された唯一の国家である。加えて、1954年3月には米国のビキニ環礁での水爆実験による漁船の被爆という悲惨な事件も経験している。これらのことから、日本国民は、核兵器に関しては、どこの国民よりもそれを憎悪し、我が国が核兵器を拒否することは勿論、世界で二度と使用されないため核廃絶を強く望み、かつ実現しようとしてきた。

しかし、現実の世界では、その後も東西冷戦という力の論理が支配する世界を背景として、核兵器は増大し続けた。1970年3月に発効した核兵器不拡散条約(NPT)は、非核兵器国の核開発・保有を禁止するとともに、核保有国も核軍縮に努力することを約束し、平和目的に限り核を利用する管理体制を構築した。このNPT体制は今日に至るまで、未加盟国による核兵器開発と保有疑惑という問題は抱えつつも、核兵器不拡散という点では、一定の役割を果たしてきたと評価されている。一方、核保有国における核軍縮の歩みは遅々としたものであり、核を廃絶するという人々から見れば決して評価できるものではなかった。

(2) 大量破壊兵器規制に向けた動き

自国が核兵器を保有しているか否かにかかわらず、世界の多くの人々は、核兵器がいったん使用されるとその巨大な破壊力と無差別性、残虐性により、想像もつかない悲惨な結果を招くとの危機感から、核兵器保有国に対し核廃絶等を強く求める世論を形成していた。また、冷戦時代の国家レベルにおいても、核兵器の巨大な破壊力と核戦争勃発後の事態の不可測ゆえに、核使用をタブー視する一種の規範意識が存在していたと見ることができる。

現在、人類に対する無差別性、残虐で巨大な破壊力を有するものとされたNBC(核・

生物・化学兵器については、大量破壊兵器（WMD）として、特別な規制が行われている。生物・化学兵器については完全なものとは言えないまでも製造・保有・使用を禁止する条約が締結され、多くの国が加盟している¹。一方、核兵器については、NPT体制を作り上げたものの、禁止条約を作り上げるに至っていない。このことは、核兵器保有国が一定数に制限されていることからの特権擁護意識とともに、WMDの中で核兵器は他の兵器とは桁違いの破壊力を持っていることから、それが使用される恐怖心により、戦争自体を抑止するという機能が強調されてきたからと思われる。この機能は、最強の兵器にのみ認められるものである。しかし、冷戦の終結、9.11米国同時多発テロ以降になると、状況に変化が生じてきた。2007年と2008年の2度にわたりシュルツ元米国務長官など4人の核政策に関わった元高官による「核兵器のない世界」と題する投稿が米国紙に掲載され、核抑止論が主役を占めていた世界に一石を投じるものとなった²。この反響はそれ以降の国際的な核軍縮の機運が高まる重要な転機となったと言える。

（3）国会における核軍縮論議

国会においては、国民の核兵器に対する強い拒絶と廃絶への強い意向を背景に、我が国は勿論、地域から、そして究極的には全世界から核兵器をなくすという目標を踏まえ、その時代ごとの諸情勢の変化に対し議論が行われてきた。また民意の内外への表明として、衆参両院は種々の国会決議を行ってきている。

一方で、日本国民の世界から核兵器を廃絶するという最終目標は共有するものの、その世界をどのように実現するか、そのために日本としてどのような行動をとるべきなのか、という具体論・方法論になると、必ずしも考え方は一つではない。その大きな原因となっているのが、「核抑止」に対する根本的な認識の違いである。これを理想論と現実論の衝突と言ってしまうと、お互い分かり合えない、歩み寄れない議論とされるだろう。しかし、現在の脅威を少しでも減少させ、これらの負の遺産を後世に送らないためには、たとえ完全に万人が賛成する解決策を見出せないとしても、人類が作り出してしまったものを安全に管理する知恵を出すことが求められているのではないだろうか。それが今、核兵器をめぐる問題について、さまざまなレベルでの議論が求められている所以と考える。

こうした中、2009年4月のオバマ米国大統領のプラハ演説とその後の核軍縮・不拡散をめぐる国際社会の様々な動きを契機として、最近、国会においても核問題に関する論議が

¹ 生物兵器禁止条約（Biological Weapons Convention：BWC、正式名称は「細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」）は、生物・毒素兵器を包括的に禁止する唯一の多国間の法的枠組みである。生物兵器の開発、生産、貯蔵等を禁止するとともに、既に保有されている生物兵器を廃棄することを定めている。条約の発効は1975年3月26日であり、我が国は1972年4月10日に署名し、1982年6月8日に批准・発効している。2009年12月現在の締約国数は163か国である。

一方、化学兵器禁止条約（Chemical Weapons Convention：CWC、正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」）は、サリンなどの化学兵器の開発、生産、保有などを包括的に禁止し、同時に、米国やロシア等が保有している化学兵器を一定期間内（原則として10年以内）に全廃することを定めたものである。条約の発効は1997年4月29日であり（同日、我が国についても発効）、我が国は1993年1月に署名し、1995年9月に批准している。2009年12月現在の締約国数は188か国である。

² 2007年1月、シュルツ元米国務長官、ペリー元国防長官、キッシンジャー元米国務長官、ナン元上院議員の4人は、米ウォールストリート・ジャーナル紙に「核兵器のない世界」に向けた具体的な取組に関する提案を寄稿し、国際的に大きな反響を呼んだ。4氏は、2008年1月にも同紙に同様の寄稿を行っている。

活発に行われるようになってきている。本稿では、こうした動きを踏まえ、プラハ演説以降の国会における核論議について、焦点となった問題を中心にその概要を紹介し、最後に、今後の我が国の核政策の課題と国会論議の在り方についても言及することとする。

2. オバマ大統領のプラハ演説と国際社会の動きをめぐる論議

(1) プラハ演説の内容と意義

国際的な軍縮機運の盛り上がりが生じたものの、実際の核軍縮は膠着状態という中で、米国の第44代大統領として就任したバラク・オバマ大統領が2009年4月5日、チェコ・プラハにおいて核廃絶に関する演説を行った。この演説は、世界の核軍縮や核抑止論議に大きなインパクトを与えるものとなったが、このことは、核廃絶・核軍縮の現実的進展に関しては、米国の影響力は比類なきものであり、ひいてはこの問題に最大の責任を負っていることを改めて証明したことにもなった。

演説でオバマ大統領は、①米国は核兵器国として、また核兵器を使用した唯一の国家として行動をとる道義的責任を有しており、明確かつ確信を持って核兵器のない平和で安全な世界を追求するというコミットメントを宣言する、②冷戦思考を終わらせ、我々の国家安全保障政策における核兵器の役割を低減させ、他国に対しても同様の措置をとるように促す、③ただし、核兵器が存在する限り、我々はいかなる敵をも抑止し、同盟国の防衛を保証するための安全で効果的な核兵器を維持すると述べ、具体的には、ロシアとの第一次戦略兵器削減条約（START I）の後継条約の年内交渉妥結、包括的核実験禁止条約（CTBT）批准追求、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始、NPT体制の強化に言及している。

(2) プラハ演説の評価と我が国の対応

この演説について、麻生太郎総理（以下、いずれも肩書は当時である。）は、「これまで行われた米国大統領の演説の中で最も印象的な演説だった」、「核軍縮を核を持っている方が言うのはものすごく大事なことだと思っている」と高く評価した。その上で、我が国の今後の軍縮外交の在り方について、「新たな核軍縮への立場が明確にされたことは、歴史を転換させ得る、極めて重要な前向きの話」であり、唯一の核被爆国として積極的な核軍縮交渉を推進するとの決意を示した³。

なお、国会では、衆議院では6月16日、参議院では翌17日、オバマ演説を評価する「核兵器廃絶に向けた取り組みの強化を求める決議」を全会一致で採択している⁴。

ついで、政権交代により政権を担った鳩山由紀夫総理は、初めての所信表明で、人類の生存の上で、核兵器の存在や核の拡散ほど深刻な問題はない。オバマ大統領が勇気を持って打ち出した核のない世界という提案に深く共感し、これを支持する、米国だけでなくすべての国が責任を自覚し、行動を起こすことが今求められている。唯一の被爆国として核廃絶を主張し、また非核三原則を堅持してきた日本ほど、核のない世界の実現を説得力を

³ 第171回国会衆議院予算委員会議録第25号16～17頁（平21.5.8）

⁴ 第171回国会衆議院本会議録第39号1～2頁（平21.6.16）、参議院本会議録第30号1～2頁（平21.6.17）

持って世界に訴えることのできる国はない。世界の架け橋として、核軍縮や核不拡散に大きく貢献し、未来の子供たちに核のない世界を残す重要な一步を踏み出せるよう不退転の決意で取組をすすめていく、との決意を明らかにしている⁵。このように、我が国におけるプラハ演説の受け止めは、総じて好意的であり、核軍縮の動きに対して我が国も十分な役割を担っていこうという積極的なものであった。

(3) 核抑止・拡大抑止と軍縮政策

後述の北朝鮮の核実験問題を背景として、核抑止力に関する議論が活発化した。麻生総理は、オバマ米国大統領自身もプラハ演説で核兵器が存在する限りは強い核抑止力を維持すると発言していることを指摘した上で、「核兵器国及びそれ以外で核を持っていると言っている国と隣接しており、日本を取り巻く安全保障を考えた場合に核兵器を含む抑止力は、日本にとって非常に大きな要素である」とし、将来において核兵器国や他の諸国との相互信頼を高める中で、核抑止力を下げることにより、結果的に核廃絶に結びつくよう最大限の努力を行うべきとの考えを示した⁶。この認識は鳩山政権においても基本的に変わっていない。

なお、2009年5月の米議会の報告書に、米巡航ミサイルの退役に関連し、日本政府が懸念を示し米核戦力の継続を求めたとの報道に関連し⁷、核廃絶の潮流に逆行しているとの指摘がなされた。岡田克也外相は、前政権での話と断った上で、「核の傘」の問題と核なき世界を目指すということは必ずしも矛盾するわけではないと思うが、しかし、言い過ぎると確かに一貫性がなくなってくる部分があることを認め、「核なき世界を目指すという大きな流れの中で、それでは今何ができるかということはいっかりと日米間でも議論をしていく必要があると思っている」との認識を示した⁸。

(4) 米国の「核態勢見直し」と我が国の安全保障

2010年4月6日、米国は今後5年から10年の核政策の指針となる「核態勢見直し(NPR)」を8年ぶりに更新した。その内容は、米国及び同盟国等の安全保障を確保しつつ、核兵器の数と役割を低減させる方針を明確にさせるとともに、NPT上の義務を遵守する非核兵器国に対する核兵器の使用及び威嚇を行わないとの方針(強化された消極的安全保証)を定めたものとなっている。

このことから、我が国の安全保障の重要な柱となっている米国の「核の傘」が弱体化し、悪影響が生じないかという懸念が質された。岡田外相は、戦略核の削減は非常に過大であった備えを減らすものであり、削減後も核抑止は十分に機能する。米国は同盟国に対する核兵器を含む拡大抑止のコミットメントを堅持すると主張している等の理由を挙げ、「今回のNPRで核抑止に決定的な変化が出るとは考えていない」との認識を示した⁹。

⁵ 第173回国会衆議院本会議録第1号(1)6頁(平21.10.26)

⁶ 第171回国会衆議院予算委員会議録第25号21頁(平21.5.8)

⁷ 『朝日新聞』(平21.11.6)

⁸ 第173回国会参議院予算委員会議録第3号38頁(平21.11.9)

⁹ 第174回国会衆議院外務委員会議録第11号9~10頁(平22.4.9)

(5) NPT体制と2010年運用検討会議

NPTに関しては、我が国は1970年3月の条約発効直前に署名を行ったが、その後批准(1976年6月8日)を行うまで6年余の時間を要した。この間、国会では現在でも問題となっている様々な議論が行われたが、その一つが、NPTに加盟することによる我が国の安全保障への影響であった。NPTに対しては、今日に至るまで、その不平等性(ある時点で核兵器国と非核兵器国を区別し、別々の権利義務を課している)に関し、根強い批判が存在する。この点に関し、当時、宮澤外相は、「その批判は間違っていない」と認めつつ、「しかし、核保有についての不平等とは、持たない国が持つことにより平等を実現するのではなく、持っている国が漸次廃棄することによって実現することの方が正しいのではないか」と指摘し¹⁰、「この不平等は、我が国にとっては、自らが非核三原則を宣言していることから考えると、何もこの条約ゆえにということではない」と強調した¹¹。この点から、我が国の非核三原則は、国内におけるNPTの不平等性への批判を克服するのに大きな役割を果たしたことがうかがえる。

2010年5月3日から28日まで、ニューヨークの国連本部で開催されたNPT運用検討会議は、前回2005年の会議が核保有国及び非核保有国間の意見の相違から、手続論で時間を費やし、実質的な議論が行われなかったため、今回は危機感を持って迎えられた。加えて、先のオバマ大統領の演説等もあり、世界に核軍縮の機運が高まっていることから、何かしらの進捗があるものとの期待も持たれていた。同会議に向けては、麻生、鳩山両政権とも、同会議で前向きな合意が達成できるよう、我が国がリーダーシップを発揮したいとの意欲を同様に示していた。特に、鳩山総理は、「オバマ大統領があそこまで核のない世界をつくりたい、最大の核兵器国があのようなメッセージを出した後の会議である」と、その重要性を強調しつつ、我が国の役割について、「核保有国と、核を持たない国との間の架け橋の役割を果たしていきたい、核を持っている国には核を持たないようにと、あらゆる手段で核を減らせという努力を求めている。一方、核を持たない国々には、いろいろな誘惑があったとしても決してこれから核を持つてはならないぞというメッセージも出していかねばならないと思う。NPT体制の維持強化に向けて積極的な役割を果たして合意を目指していきたい、ある意味での先導役を果たしていきたい」との決意を表明していた¹²。

NPT運用検討会議は、その最終文書として、核軍縮の推進、核不拡散の枠組み強化などを盛り込んだ64項目の行動計画が採択された。また、最終文書では、強い表現ではないが、「核兵器禁止条約」構想について言及されて注目を集めることになった。日本政府は、核軍縮・不拡散に関する日豪共同提案の作業文書を提出し、原子力の平和利用に関する主要委員会の議長案を作成するなど、同会議の最終文書の作成に貢献したとされている。

¹⁰ 第63回国会参議院予算委員会会議録第9号5頁(昭45.5.7)

¹¹ 第63回国会参議院外務委員会会議録第5号35頁(昭45.5.13)

¹² 第173回国会衆議院予算委員会会議録第2号9頁(平21.11.2)

3. プラハ演説を受けての具体的な政策に対する論議

(1) 消極的安全保証

鳩山総理は、非核兵器国に対して核兵器国が核兵器を使用しないという消極的な安全保証の考え方は基本的に支持できる。川口・エバンズ委員会の報告書も、こういった法的拘束力のある形での消極的安全保証の供与を提案しているし、NPT運用検討会議においても議題になると聞いている。我が国としてこの問題について関係国としっかり連携をしながらリーダーシップを発揮していきたいとの意欲を示した¹³。

一方、岡田外相は、より明確に、核なき世界を実現するための第一歩となる具体的な手段として、核兵器を持たない国に対する核兵器の使用を禁止すること、そして核兵器保有の目的を核兵器使用の抑止のみに限定するといった考え方に注目をしている。これらの点を含めて米国など関係国とも議論を深めていきたい考えを表明している¹⁴。

(2) 先制不使用

「核の先制不使用」を通じた核軍縮の推進を図るべきだとの考え方に対しては、中曽根弘文外相は、そのことが核兵器国間の信頼の醸成や核兵器削減につながる可能性があることは評価しつつ、「多大の核兵器が存在する現実の国際社会の中にあつて、当事国の意図に関して検証する方法のない核の先制不使用のみに依存して我が国の安全保障に十全を期すことは非常に困難である」と消極的な見解を示している¹⁵。

麻生総理も、同様の認識を示した後、「核兵器だけを他の兵器と全く切り離して取り扱おうというのは現実的でなく、かえって抑止のバランスを崩して安全保障を損なうことにもなりかねない」とし、「すべての国が賛同し得るような考え方をつくるというのは現状ではなかなか容易なことではない」との考えを示している¹⁶。

これに対して、核の先制使用も辞せずとブッシュ政権時代は言っていたが、日本はむしろ核の先制使用はやめるべきだと言うべきではないか。過去、政府は核の先制使用を否定すると核の抑止が弱くなるから望ましくないとやってきたが、日本はその先頭に立つべきであるとの批判がなされた。また、他の大量破壊兵器、生物・化学兵器の禁止は確立している、残された核兵器については、少なくとも先制使用は認めない、あるいは核を持っていない国に対して、核兵器を使用することは即違法であるといった規範を確立する。日本がリーダーとしてその先頭に立つ。そうでないとオバマ大統領に単に調子を合わせているだけだとの厳しい批判がなされた。

その後の政権交代を経て、岡田外相は、第174回国会の外演説で、「本年は、核セキュリティ・サミット、NPT運用検討会議が予定され、核兵器のない世界に向けて非常に重要な1年になる」との認識を示した上で、より具体的に、「核なき世界を実現するための第一歩となる具体的な手段として、核兵器を持たない国に対する核兵器の使用を禁止すること（いわゆる消極的安全保証）、核兵器の保有の目的を核兵器使用の抑止のみに限定すると

¹³ 第174回国会参議院本会議録第6号37頁（平22.2.3）

¹⁴ 第174回国会参議院本会議録第5号13頁（平22.2.2）

¹⁵ 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第23号14頁（平21.7.2）

¹⁶ 第171回国会参議院予算委員会会議録第26号19頁（平21.5.28）

宣言すること（いわゆる「唯一目的」宣言）の考え方に注目している」と述べ、米国、オーストラリア等の関係国と議論を深めていきたいとの考えを示している¹⁷。

（３）核兵器禁止条約

NPT運用検討会議において触れられた核兵器禁止条約構想について鳩山総理は、「現時点で核兵器国を含む多くの国がまだ受け入れていないのが実情であり、日本としては、核廃絶に向けて現実的な措置を積み重ねていながら、この到達点に対して努力をしていくことが必要である」と述べ、直ちに同条約の実現に向けての動きを開始することには慎重な姿勢を示している¹⁸。確かに、このような条約について多国間で交渉していくことには大きな困難が伴い、すぐに実現するものではないが、NPT運用検討会議の最終文書の中で言及されたことは、この問題を国際社会で真剣に議論する足掛かりになることは事実であり、今後の動向が注目される。

（４）北東アジア非核地帯構想

北東アジア非核地帯構想について中曽根外相は、非核地帯構想の実現には、核兵器国を含めた関係国の同意が必要であり、北東アジアに関して言えば、「依然として緊張関係があり、核戦力を含む大規模な軍事力が存在していることから環境は整っていない」と検討の段階にはないと答弁している¹⁹。

麻生総理も、北東アジア地域における北朝鮮の存在等から、他の地域と極めて状況が違うことを強調し、それを抑止するためには、対抗できるだけの大規模な軍事力が必要との考えは当然とし、「非核化地帯構想を実現するための現実的な環境は、今この北東アジアにおいては極めて難しい状況になってきている」との認識を示している²⁰。

鳩山総理も、「核のない世界を目指す出発点として、アジアの一国としての日本とすれば、北東アジアの非核化の主張を高めなければいけない。そのためには、まずは北朝鮮の核の放棄というものを求めなければならない。北朝鮮が核を放棄すれば、結果としてそれで北東アジアの非核化というものが実現していく大きな一歩になるということになるかと思っている」とほぼ同様の見方を示している²¹。

一方、岡田外相が外相就任前に、核兵器の先制不使用の宣言の必要性や「北東アジア非核地帯構想」を提起していたことを質問主意書で問われた鳩山内閣は、答弁書において、「核兵器の先制不使用宣言は、すべての核兵器国が検証可能な形で同時に行わなくては有意義ではなく、これを達成するにはまだ時間を要する」旨²²、また、北東アジア非核地帯構想については、「北東アジアでは、北朝鮮の核問題の解決が先決であり、非核地帯実現の

¹⁷ 第174回国会衆議院本会議録第4号7頁（平22.1.29）

¹⁸ 第174回国会参議院本会議録第6号6頁（平22.2.3）

¹⁹ 第171回国会参議院外交防衛委員会会議録第15号2頁（平21.6.2）

²⁰ 第171回国会参議院予算委員会会議録第26号19頁（平成21.5.28）

²¹ 第173回国会衆議院予算委員会会議録第2号8～9頁（平21.11.2）

²² 核の先制不使用論と消極的安全保障に関する質問に対する答弁書（内閣参質173第10号、平21.11.10）、第173回国会参議院外交防衛委員会会議録第3号15～18頁（平21.11.19）

ための現実的環境はいまだ整っていない²³と、内閣として、直ちに実現を図ることには慎重な姿勢を示したが、これは従来からの政府の見解と同じであった。

(5) 新たな核兵器を保有しない宣言

核兵器廃絶が無理でも、例えば新たな核兵器を保有しない宣言を米国等に求めていくことはできないかと問われた鳩山総理は、「核兵器のない平和で安全な世界を何としても実現させていくためには、すべての核保有国が核軍縮に取り組んで核廃絶に向けて貢献していくことが重要である。我が国としてなすべきことは、新たな核兵器の生産、開発を中止させる具体的な措置として、いわゆるカットオフ条約の早期交渉の開始と妥結を重視していく、そのために関係国に働きかけていきたいと思っている。核兵器国と非核兵器国との架け橋の役割として、2010年のNPT運用検討会議の成功に向けて、積極的な外交を進めていく」ことを明らかにした²⁴。

(6) 核セキュリティ・サミット

核兵器がテロリストの手に渡ることが現実的な脅威として認識されている。2010年4月12日から13日にワシントンでオバマ大統領の主導で、「核セキュリティ・サミット」が開催され、鳩山総理も参加した。閉幕時に採択されたコミュニケにおいては、核テロリズムが国際安全保障に対する最も挑戦的な脅威の一つと明記され、サミット参加国は、核セキュリティ向上のため、「すべての脆弱な核物質の管理を4年以内に徹底する」ことが確認されている。

帰国後、鳩山総理は衆参の本会議で報告をし、「核テロが現実の脅威になっている中で、唯一の戦争被爆国としての道義的責任を考え、さらには非核保有国の中で最大規模の原子力発電所を保有している国としての責任を自覚する中で、国際的な核セキュリティ強化における日本の責任と役割について改めて決意を新たにした」との認識を示した後、日本が核テロ防止に貢献するイニシアティブとして4つの協力措置を表明したこと、今後日本がサミットの成果を具体的な行動に移すこと、国際的な核セキュリティ強化のため積極的な役割を果たすことを明言した²⁵。

(7) 北朝鮮問題

核軍縮への高まりを見せる世界の潮流に逆行し、北朝鮮は弾道ミサイルの発射(2009年4月5日)、2度目の核実験(同年5月25日)などいわゆる瀬戸際外交を続けている。衆参両院は、「北朝鮮核実験実施に対する抗議決議」²⁶を行い、北朝鮮の行動を強く非難した。

北朝鮮の核実験は、日米同盟や米韓同盟にも影響を及ぼし、米国は同盟国に対する拡大抑止を確認する結果となった。日米間では、同年5月26日、首脳間の電話会談で、オバマ

²³ 北東アジア非核地帯構想に関する質問に対する答弁書(内閣参質173第11号、平21.11.10)、第173国会参議院外交防衛委員会会議録第3号15～18頁(平21.11.19)

²⁴ 第173回国会参議院本会議録第3号8頁(平21.10.30)

²⁵ 第174回国会衆議院本会議録第25号2～5頁(平22.4.22)

²⁶ 第171回国会衆議院本会議録第32号1頁(平21.5.26)、参議院本会議録第24号1頁(平21.5.27)

米国大統領から、核の傘を含む米国の拡大抑止に対するコミットメントが改めて示されている。これに関し、麻生政権は、米国の同盟国である日韓両国ともに北朝鮮による核実験が行われた現時点で、拡大抑止に関するコミットメントが確認されたことは、米国との同盟関係の信頼性を確認する上で大いに意義があるとの見解を示している²⁷。

(8) 日印原子力協定

NPTに未加盟であり、2度にわたって核実験を行い、核兵器保有を疑われているインドに対する原子力協定締結の問題が新たな問題として浮上した。この問題に関しては、一方で、インドの戦略的重要性、原子力の利用による地球温暖化問題への貢献、インドの増大するエネルギー需要の手当てという肯定性・必要性があり、他方では、NPTに加入していないインドへの協力によって国際的な核軍縮・不拡散体制に与える影響への配慮という否定性・消極性がある難しい問題である。

我が国も2010年8月、岡田外相が訪印し、日印原子力協定の交渉を開始することで合意している。この点について、岡田外相は、「簡単な判断ではなかった。私も核の軍縮や不拡散については最も熱心に取り組んできた議員の一人であるので、この判断をするに当たってはいろいろ考えるところがあった。しかし、交渉を開始するということを決断した」と苦渋の選択であったとの心情を吐露した。その上で、①この問題に先だっては、原子力供給グループ(NSG)において、NPT上問題はあるが例外的にインドを認める決断が、政権交代前になされていた、②NSGの全会一致原則の中で日本も最終的にインドの例外扱いを容認した、③その結果、米・仏等が原子力協力を進めることになったが、日本だけが、インドはNPTに加盟していないことから原子力協定も結ばないとしても、それで物事が変わるわけでは必ずしもないと述べ、「日本としても、むしろこういう協定を結ぶ中で多少でも歯止めが掛けられないかという思いの中で協定の交渉を開始した」と説明した上で、「インドはNPTに加盟していないので、そういう例外を認めたということは大変残念なことであるが、なるべくその影響は少ないようにしていきたいと思っている」とも述べている²⁸。なお、岡田外相は、訪印の際の同国のクリシュナ外相との会談において、協定にはインドが核実験を実施した場合には日本側の協力を停止する旨の規定を盛り込みたいとの考えを表明したが、インド側は難色を示しており、今後の交渉が難航する可能性も指摘されている。

4. 今後の課題

オバマ大統領のプラハ演説以降、我が国は自民党中心の政権から、民主党中心に交代した。核廃絶・核軍縮に関しては、これまで見てきたように、政権における位置づけや優先度、総理や外務大臣等の個人的な核廃絶・核軍縮に対する意気込みの違いにより、答弁や発言等のニュアンスに差があることは事実だが、我が国としての具体的行動や認識に関しては、概ねこれまでの対応から変化しているとは言えない状況である。個人レベルの熱意

²⁷ 第171回国会衆議院外務委員会議録第17号2頁(平21.6.19)

²⁸ 第175回国会参議院予算委員会議録第2号17頁(平22.8.5)

だけでは、変化し得ない、現実の壁があるものと思われる。

オバマ大統領のプラハ演説の結果、世界に核廃絶への機運が高まったことは事実だが、現在の不安定な国際情勢の中で、自国の安全保障を確保しながら、いかに核兵器の役割を減らしていけるか、という難しい問題に答えを出すことを我が国が問われているといえるだろう。そのためにも、今後、これまで核兵器が存在した時代の現実の歴史を精査し、また、今後の安全保障をめぐる状況の変化を予測しながら、核兵器による抑止戦略の有効性が今後も保てるかについて、より深い議論を行っていく必要があると考える。

ここで重要なことは、核抑止論に対する反省と批判を背景に、冷戦時代から一国の核戦略、核政策に携わった人々や核開発や運用に関与してきた人々から、核抑止論そのものの危険性が発せられるようになったということだろう。オバマ大統領のプラハ演説は確かに最大の核兵器国のリーダーの発言であり、大きなインパクトがあったものではあったが、政治における状況は、選挙の結果や他の政策との優先度の変化によって劇的に変わり得るものである。したがって、このような人々の真摯な発言と警鐘が基礎となって、世界の人々を核廃絶・核軍縮へ向かわせる大きな力となっていることを忘れてはならないと考える。また、核軍縮の分野においては、地方自治体や有識者の組織（「日豪共同設置の「核不拡散・核軍縮に関する国際委員会」等）、民間団体（NGOやNPO）などの指摘や提言が、これまでの世界の世論をリードしてきた面が大きい。今後は、国会においても、このような提言等にこれまで以上に真摯に耳を傾けることは当然として、国会という場を使い、政治主導の下、我が国のすべての叡智を結集して、この人類の難問に取り組む必要があると思われる。